

幼児教育・保育無償化の確認について（認可外保育施設）

○ 幼児教育・保育の無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設等」

無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設等」になるためには、

- ・ 児童福祉法に基づく「認可外保育施設の設置届」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「特定子ども・子育て支援施設等の確認申請」が必要になります。

※企業主導型保育事業については、他の認可外保育施設と無償化の仕組みが異なりますので、子ども・子育て支援法に基づく「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」の提出は不要です。

○ 児童福祉法に基づく「認可外保育施設の設置届」

児童福祉法に基づき「認可外保育施設設置届出書」を提出してください。

○ 子ども・子育て支援法に基づく「特定子ども・子育て支援施設等の確認申請」

認可外保育施設は、子ども・子育て支援法に基づく「特定子ども・子育て支援施設等の確認申請」を行わなければ、無償化の対象となりません。無償化の対象となることを希望する場合は、申請が必要になります。（無償化の対象となることを希望しない場合は、申請は不要です。）

○ 「特定子ども・子育て支援施設等」として確認されると

子ども・子育て支援法などに基づき、特定子ども・子育て支援提供者として法令遵守等の義務が課され、提供した特定子ども・子育て支援の提供の記録や、領収書等の発行が必要になります。

○ 特定子ども・子育て支援提供者の責務

特定子ども・子育て支援提供者の責務として、子ども・子育て支援法第 58 条の 3 に次のように定められています。

- ・ 適切な特定子ども・子育て支援を提供すること。
- ・ 市区町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関などの関係機関との緊密な連携を図り、児童の置かれている状況などの事情に応じ、良質な特定子ども・子育て支援を効果的に行うように努めること。
- ・ 児童の人格を尊重するとともに、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法に基づく命令を遵守し、誠実に職務を遂行すること。

○ 認可外保育施設の保育の質に関する基準

特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設は、国が定める「保育の質の基準」を満たすことが必要です。

※ 特定子ども・子育て支援施設等の確認の有無にかかわらず、認可外保育施設は、児童福祉法に基づき、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要があります。

○ 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設は、国が定める「運営に関する基準」を満たすことが必要です。運営基準により、特定子ども・子育て支援施設等には、以下のような義務が課されます。

- ・ 特定子ども・子育て支援の提供の記録として、提供日や時間帯などの記録をすること。
- ・ 無償化対象外経費について、あらかじめ書面により説明し、保護者の同意を得ること。
- ・ 「領収書」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付すること。
- ・ 個人情報に関すること。(漏えい禁止、漏えい防止措置、外部提供する際の事前同意)
- ・ 諸記録の整備と保存(完結の日から5年間)
- ・ 児童の差別的取扱いの禁止

○ 「領収書」や「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付について

特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設は、保護者に「特定子ども・子育て支援に係る領収書」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付する必要があります。

○ 無償化の対象となる経費と対象とならない経費

無償化の対象は、認可外保育施設の利用料です。給食材料費などは無償化の対象外となります。

【無償化の対象となる経費】

- ・ 利用料(特定子ども・子育て支援の提供の対価。無償化対象外経費を除く。)

【無償化の対象とならない経費】

- ・ 入園料
- ・ 日用品、文房具などの購入費用
- ・ 行事の参加に必要な費用
- ・ 給食材料費など食事の提供に必要な費用
- ・ 通園バスなどの送迎に必要な費用

* 上記以外のほか、特定子ども・子育て支援で提供されるサービスに通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの(記念写真代、保護者会費等)

○ 無償化の対象となる保護者について

無償化の対象となるためには、保護者は住んでいる市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」の要件については、仕事などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。この要件に基づき保育が必要と認定されない場合は、無償化の対象となりません。

- ・ 無償化される利用料には、年齢などにより上限があります。

【3歳児・4歳児・5歳児の場合】

月額最大 37,000 円までの利用料が無償化の対象です。(所得制限なし。)

【0歳児・1歳児・2歳児の場合】

月額最大 42,000 円までの利用料が無償化の対象です。(住民税非課税世帯のみ。)

○ 基本的な手続きのイメージ

幼児教育・保育無償化の制度は、

- 1.施設の所在地の市区町村が「特定子ども・子育て支援施設等」と確認する。(以下の図①・②)
- 2.要件を満たした保護者の児童が施設を利用する。(以下の図③・④・⑤)
- 3.必要な利用料（施設等利用費）を児童の保護者へ給付する。(以下の図⑥・⑦)

という制度です。

